
研究ノート

帳簿利益課税の再考

— Book-Tax Difference に関する議論を踏まえて —

大 山 泰 典[†]

1. はじめに

米国の法人課税所得は、企業会計上の利益を基礎としつつ税法上の明確な所得の反映という要請から独自の調整を加えて算定される (Internal Revenue Code, IRC § 446)。この制度の下では、必然的に帳簿利益と課税所得の間に差 (Book-Tax Difference, BTD) が生じるが、BTD は企業が帳簿上の利益を多額に計上しながら税負担を極端に抑えることを可能にし得るとして、政策、学術の双方で税負担削減行動及び租税回避の指標として注目されてきた¹⁾。

初期の政策対応としては、1986年税制改正法における法人代替ミニマム課税 (Alternative Minimum Tax, AMT) が代表的であり、1987年から1989年の3年間、帳簿利益とAMT計算上の課税所得の差の50%を調整する帳簿利益調整が導入された (IRC § 56 (f))²⁾。その後もBTDに起因する問題は続いたが、その対応の主軸は、2004年の大企業を対象としたSchedule M-3の導入に代表されるように差異情報の開示の強化へと移行し、帳簿利益に対して直接的にアプローチする抜本的な改革は1986年税制改正法以降、採られていない³⁾。他方で、学術面においては、常に帳簿利益と課税所得の整合性に関して議論が交わされ、究極的には帳簿利益と課税所得の両計算を単一の帳簿体系により成すべきとする学説も散見されるようになる⁴⁾。

こうしたBTDに関する議論は、2022年のバイデン政権によって導入された新たな法人代替ミニマム課税 (Corporate Alternative Minimum Tax, CAMT) により、再び注目される。CAMTは、連結財務諸表上の利益を起点に限定的な調整を行った調整後財務諸表所得 (Adjusted

[†] 立教大学大学院経済学研究科

1) 例えば、Desai (2003), Daniel (2009), Celia (2005), Halon & Shelvin (2005), がある。

2) 条文番号については、当時のものである (以下、同)。

3) この点は、第3節で後述する。

4) 以降で検討するが、Wertz (1998) 及び Yin (2001) がある。なお、Wertz (1998) の研究は永田 (2008, 35-53頁) で検討されており、「帳簿利益課税論」と称される。

Financial Statement Income, AFSI) を課税ベースとし、そこに15%の最低税率を適用し算定するもので (IRC § 56, 56A, 59 (k)), 1986年税制改正法以来となる帳簿利益への直接的なアプローチが制度化された。

そこで本稿では、企業会計と税法の関係を踏まえ、BTDの要因や政策的対応について整理するとともに、あわせて、両者の整合性をめぐる学説を俯瞰し、CAMTの位置づけ及び各学説との相違点や共通点について明らかにすることで、帳簿利益に対する課税の論理を検討したい。

2. 課税所得計算構造と企業会計

本節では、米国における課税所得計算構造について企業会計との関係に着目して整理する。

(1) IRC § 446の淵源と発生主義会計

上述のように、IRC § 446は、企業会計上用いられる会計方法により課税所得を計算することを要求する。一方で、IRC § 6001では納税者に会計帳簿及び記録の維持を要求していることから、形式的には、財務会計目的の帳簿と税務会計目的の帳簿という2種類の帳簿を持つ必要がある(永田 2008, 5頁)。この点からも、いわゆる確定決算主義を採用する日本の法人税法と比較して、アメリカが企業会計と独立した制度設計であると評価されることもあるが、実際には両国ともに企業会計を基礎としており、その違いはあくまでも程度の差に過ぎない(坂本 2009, 94頁)。こうした両者の関係の橋渡しの役割を果たすのが、以下のIRC § 446に定める会計方法の総則 (General Rule for Methods of Accounting) である。(a) 項は、“Book Conformity Requirement” (以下、「BCR」という。)と称され、(b) 項は、“Clear Reflection of Income Requirement” (以下、「CRIR」という。)と称される (Morse 1999, p. 495)。

- ・「課税所得は、納税義務者が帳簿記入を行うに際し規則的に採用している会計方法に従って計算されなければならない。」(IRC § 446 (a))
- ・「納税者が規則的に用いる会計方法が存在しない場合又は納税者が用いる会計方法が所得を明瞭に反映しない場合には、課税所得の計算は財務長官又はその代理人が所得を明瞭に反映すると認める方法によってなされなければならない。」(IRC § 446 (b))

当該規定の淵源は、1910年代に遡る。以前の課税所得計算構造は、1909年法人消費税法⁵⁾において所得から支払われた経費や実際に被った損失、実際に支払われていた利子等を控除し

5) これは、「『合衆国内で会社として事業を営む特権に対する租税 (tax upon the privilege of doing business in the United States as corporations)』として、実質的所得税を消費税という名目で課税することで、連邦憲法1条8節1項の制限の裏をかいた」(中里 2021, 93頁) ためである。

て算定することが定められ、企業の会計実務は反映されていなかった⁶⁾ (中里 2021, 94頁)。こうした現金主義に専ら依拠する計算構造に対し、米国公共会計士協会⁷⁾ (American Association of Public Accountants, AAPA) 等の会計専門家からは課税期間と会計期間の差異によって適正な期間損益計算及び課税所得計算がなされないといった強い批判が向けられた (Murray et al. 2012)。

各批判への対応と発生主義の普及を背景に、1916年税制改正法では同法 § 13 (d) において CRIR の前身となる明確な所得の反映の要請規定が設けられるとともに (Murray et al. 2012)、財務省決定 (Treasury Decision, TD) 2433号において“accrued”という文言を用いて帳簿に発生した項目の控除を認め、加えて、1918年税制改正法では同法 § 212 (b) に BCR の前身が創設された。そのため、1910年代をととして、課税所得計算は企業会計に依拠するという認識が徐々に広まり、“paid”や“actually paid”といった規定に存在した文言が必ずしも“disbursement” (資金流出) を意味しないという発生主義的思考が税法に取り込まれていった (Smith & Butters 1949, p. 10)。

(2) 司法における両者の関係

課税所得の算定にあたり、帳簿利益が CRIR に照らし所得を明確に反映するか否かの判断が求められるが、当該判断をめぐって納税者と課税庁が対立する場合、その帰趨は司法に委ねられる。税法の発生主義黎明の時代における代表的な事例として、United States v. Anderson, 269 U. S. 422 (1926) がある。これは、1916年に生じた未払軍需税金費用の帰属年度が実際の納付年である1917年か否かを争い、1916年での帰属を認めた最高裁判決である。これによれば、「技術的な法解釈では、支払期日が到来するまで税は発生しないと解される。しかし、租税の賦課に先立って、税額を固定し、かつ、納税義務を確定させるための全事象が生じ得ることも事実である⁸⁾。」とし、たとえ § 13 (d) に、“accrued”又は“accrual”という文言を欠くことに関わらず、TD において発生主義会計を認めたのであればその解釈に基づいた申告が認められるべきと判示したのである (United States v. Anderson, 269 U. S. 422 1926, p. 441)。

6) 会計実務の論理が排除されていた理由としては、当時の法律家が会計学のバックグラウンドを欠いていたことが大きな要因とされる (中里 2021, 94頁)。

7) AAPA は、今日の米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants, AICPA) の起源であり、1887年から1916年にかけて存続した。また、翌年には米国会計士協会 (American Institute of Accountants, AIA) へ、1957年には現在の AICPA へと改組されており、以降では、こうした変遷を前提として表記する。

8) 現行制度上、課税所得が発生主義会計に基づいて計算される場合、総所得に関する項目は全事象テスト (all events test) の充足によって認識及び測定がなされる。全事象テストは、「所得を享受する権利が確定し、かつ、その額を合理的に見積もれる全事象が生じたときに充足される」(IRC § 451 (b) (1) (C)) と規定されており、本判決はこの概念を最初に明確化したものである。なお、本判決の和訳は池脇 (2021, 65頁) に基づく。

同様に費用の前倒し計上を認めた最高裁判決として、*American National Co. v. United States*, 274 U. S. 99 (1927) がある。これは、貸付債権の売却に際し、借手からの手数料を当期の収益とする一方で、投資家向けの年1%の追加利回りについて満期までの総額を売却時に当期の費用として一括計上した処理の適否が争われた事例である。本判決としては、費用と収益の期間対応を重視するとともに、*United States v. Anderson* 最高裁判決を踏襲し、たとえ“accrued”又は“accrual”という文言が規定上欠いていたとしてもTDと同様に解すべきと結論づけた。

もっとも、こうした期間帰属に関する項目の全てを認めていたわけではなく、1930年代には発生主義会計に基づく処理を否認する事例も散見されるようになる。

例えば、*Lucas v. American Code Co.*, 280 U. S. 445 (1930) がある。これは、アメリカン・コード社が、1919年に社員（ルーカス氏）を契約期間中に解雇し、のちに不当解雇として争われた件について、1919年に見込損害額を引当金計上⁹⁾し、損失として処理をした事例である。不当解雇に関する訴訟は1922年に判決が下され、翌年に支払いが行われたが、こうした係争中の債務が1918年法 § 234 (a) にいう当期に発生した損失 (losses sustained during the taxable year) に該当するか否かが争点となった。本判決では、「1919年に正確な負債額が確定していないという事実だけでは、後に支払われる金額を1919年の損失として控除することを妨げない」としたうえで、「しかし、被害者が請求を放棄する又は控える場合には損失は生じず、責任が争われている場合、訴訟が提起されたという事実それ自体によって損失の確実性が生まれるわけではない。」(*Lucas v. American Code Co.*, 280 U. S. 445 1930, p. 451) と述べた。加えて、1919年時点では多くの残存契約期間を有しており、損害額の予測可能性の低さ、そして引当額は「支払われていたであろう報酬額」を計上していたにすぎず、予想される総損失とは無関係である点からも納税者の主張を否認した (*Ibid.*, pp. 451-452)。

もっとも本判決は、訴訟の存在や金額の不確実性が直ちに発生主義による計上を排除すると述べたものではなく、むしろ、損害のおおよその額が合理的に予測可能で、かつ、債務の発生が合理的に見積もられている場合の控除を是認し得ることを示しており (*Freeman* 1958, p. 734)、発生主義会計そのものを否認しているわけではない点に留意すべきである。

また、*Brown v. Helvering*, 291 U. S. 193 (1934) も偶発債務に関する見解が示された最高裁判決である。本件は、火災保険会社代理店である *Edward Brown & Sons* が、将来の保険契約解約に伴う手数料 (over-riding commission) の返戻見込額として計上した返還手数料引当金を、1926年法 § 214 (a) にいう当期に支払われた又は発生した (paid or incurred) 費用として所得から控除可能か否かを争った事例である。本判決では、一般的に解約に対する手数料部分については発生した費用として控除が認められるとしたうえで、本件の場合では、「将来に

9) なお、係争中であったことから、当該計上額は確定した損害賠償額等ではなく仮に解雇されていなかった場合に支払われていたであろう報酬額である。また、残存雇用契約期間は18年であった。

生じ得るとの予測に起因する債務に関しては、当該債務を成立させるために必要な事象が課税年度内に生じない以上、課税年度中には発生（accrue）しない。別段の定めがある場合を除き、債務は偶発的（contingent）である間、発生しない。」（Brown v. Helvering, 291 U. S. 193 1934, p. 201）として、Lucas v. American Code Co. 最高裁判決と同様に、確実性を欠く将来費用及び損失の見積計上については、原則として容認されないことを明確化した。

他にも、Dixie Pine Products Co. v. Commissioner, 320 U. S. 516（1944）や Security Flour Mills Co. v. Commissioner, 321 U. S. 281（1944）といった判例があげられ、前者は係争中の州ガソリン税の取扱いについて、後者は係争中に裁判所に供託した小麦粉に関する加工税の取扱いについて争点となった事例で、両例ともに確実性という観点から納税者敗訴となった。

以上の判例を踏まえると、1920年から1940年代をとおして、税法における発生主義会計の取扱いは主として判例実務に委ねられていたといえる¹⁰⁾。このことは、下院歳入委員会において「裁判所の判決や行政通達等によって、税務上の所得計算と一般に認められた会計原則に基づく事業上の利益計算との間に多くの相違が生じている。これらの相違は、純利益を算定するにあたり、特定の種類の収益や費用をいつ取り込むべきか、という問題にほぼ限定される」（U. S. House, Committee on Ways and Means 1954, p. 48）と指摘されており、こうした意識の下、1954年税制改正法へと移行していく。

（3）1954年税制改正法と以降の両者の関係

1954年税制改正法により IRC § 446が創設されるとともに、下院歳入委員会における指摘を踏まえ、企業会計との関係を縮小する改正が講じられる。具体的には、前受収益の益金繰延べ（IRC § 452）、見積費用の損金控除（IRC § 462）があげられ、いずれも発生主義会計との整合を志向した改正といえる。本改正に至った主たる要因は、前述のとおり司法上の解釈（税法）と企業会計の差にあるが、このことは、米国会計学会（American Accounting Association, AAA）及び AIA が指摘した会計利益と課税所得の差に関する問題においても示されている。

AAA の公表文である Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements（1952）は、BTD の要因を税法上の恩典措置によるものと、司法上の解釈や目的の相違に起因する期間的な差異の2つに分類した上で、前者は国会等の権限を問題にすべきではないとしつつ、後者については前受収益や引当金の控除の否認などの取扱いの差を指摘した。すなわち、税法が発生主義を採用し企業会計を基盤とする潮流が定着した後もなお、会計処理と離れた取扱いが多く残存している点を問題視したのである。また、AIA（1954）においても同様に、前受収益と見積費用についての取扱いの差に着目し、こうした差異が課税所得決定に混乱を引き起こすとともに期間収益との対応という観点から引当金を求めるよう追及した。

10) 同様な指摘として、Bowe（1949）、Johnson（1954）、Morris（1963）がある。

しかしながら、両規定は僅か1年で廃止されることとなる。その要因としては2つあり、第一に、想定以上の歳入不足となったこと、第二に、財務会計ならびに一般に公正妥当と認められた企業会計の基準（Generally Accepted Accounting Principles, GAAP）への不信感である（永田 2008, 37頁）。Brighton（1969）によれば、調査対象とした企業全600社のうち25%が初めて財務諸表上に引当金を計上したが、前受収益についての計上額にほとんど変化が見られないことから税務上の便益を優先した会計実務が行われたことを指摘しており、加えて、GAAPが引当金等の定義を十分に設けておらず、これらの欠陥から納税者に与えられた裁量の余地が廃止の引き金になったという指摘もある（永田 2008, 37頁）。このことは、企業会計と調和すべきか乖離すべきか、という対立を招くこととなる。

例えば、AIA（1954）や Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements（1952）は調和の立場にあり、両者を調和させることで、帳簿記帳や調整の簡素化が図られることや、行政との紛争の減少につながると主張する。また、Nolan（1972）は申告納税制度に対する信頼の増加といった理由をあげている。その一方で、乖離について、Cohen（1966）は、一般に認められた会計原則についての見解が分かれている中で企業会計を基礎とするのは、課税の公平性等を損なう可能性があるとし、また、Klein（1972）では、税法が企業会計と近づくことで、企業会計の発展が阻害されかねないと指摘している。

こうした調和と乖離の対立¹¹⁾に代表的な見解を示したのが、最高裁判所による Thor Power Tool Company v. Commissioner, 439 U. S. 522（1979）判決である。本件は、経営者の判断に基づく過剰在庫の評価減が、IRC § 471に定める低価法の要件¹²⁾を充足し、かつ、IRC § 446（b）にいう明確な所得の反映要件を充たすか否かが争われ、評価減による損失の計上が否認された事例である。本判決では、「企業会計の主たる目的は、経営者、株主及びその他の正当な利害関係者に有用な情報を提供することであり、税法の主たる目的は、それとは対照的に歳入の衡平な徴収である」と両者の目的を踏まえ、たとえ一般に認められた会計原則（Generally Accepted Accounting Principles, GAAP）に従ったとしても、税法上認められるわけではないことを明確にした。

本判決は、税法において企業会計上の処理を否認する理由を両者の目的の差に求めた上で、その相違を明確化した点に意義がある。このことは後述する BTD に関する議論においても、乖離すべきとする理論的支柱として展開され、かくして、両者を調和すべきとする見解は退潮していった。

11) こうした調和論及び乖離論の整理は、中里（2021, 155-159頁）を参照されたい。

12) 原則として再調達原価によるものとし、例外的に時価の下落を反映した評価減を容認していた。ただし、例外法の適用については時価の下落を証明すること等の厳格な要件の充足が必要とされる。

3. BTD 及びタックス・シェルター問題と政策的対応

本節では、法人 AMT が導入された1986年税制改正法を踏まえ、BTD の要因及び政策的対応について検討する。

(1) 1986年税制改正法とタックス・シェルター問題

帳簿利益と課税所得の差は、最高裁判決以降その目的の相違という観点から必然的に拡大していくわけであるが、前節で整理したように、たとえ調和を支持したとしても、完全なる両者の一致は求めておらず、乖離自体は常に一定程度容認されてきた。その一方で、1980年代では、発生主義会計に伴う期間配分に関する問題のほかに、複数の優遇措置等を組み合わせて税負担を軽減、回避するタックス・シェルター¹³⁾の利用が活発化し、企業の帳簿利益と実際の税負担との乖離が顕著となった結果、税制に対する国民の信頼が低下したのである (Joint Committee on Taxation 1987)。

例えば、Citizens for Tax Justice の調査によれば、1981年から1985年にかけて大企業250社の納税実態を分析した結果、そのうち130社が少なくとも1年は連邦法人税がゼロ又は還付を受けていたことを示し、これらの平均実効税率は-8.3%であったことを明らかにした (Citizen for Tax Justice 1986)。また、その主たる要因は、加速原価回収法 (Accelerated Cost Recovery System, ACRS) (IRC § 168) や投資税額控除 (IRC § 38)、産業ごとの特例等による課税所得の圧縮及び税額控除によるものであるとしている。

こうした課税所得の圧縮方法は多岐にわたるが、人為的に費用や損失を生じさせることで多額の控除を得るタックス・シェルターについては、納税者間の公平性を損なうのみならず高率的な資源配分を歪める恐れがあり、社会全体に対して不利益をもたらし得る (伊藤 2024, 595-596頁)。その結果、1986年税制改正法において、BTD の主な要因は優遇措置等のタックス・シェルターにあるとの認識の下、1954年税制改正法以来の大規模な改正がなされた。

もっとも、タックス・シェルターへの対抗といってもその意味は一義的ではなく、タックス・シェルターと濫用的タックス・シェルター (abusive tax shelter) に区別した上でそれぞれに対策を講じている¹⁴⁾。タックス・シェルターとは、広義には所得控除や税額控除の優遇措置を指し、濫用的タックス・シェルターとは、積極的な事業目的を欠き専ら租税回避目的で行われる取引や契約が該当し、取引の否認といった措置が講じられる。1986年税制改正法において代表的なのは、個人に対する消極的活動損失規制 (Passive Activity Loss Rules, PAL : IRC

13) 当該タックス・シェルターの説明は、金子 (2021, 139頁) に基づく。

14) こうした、米国におけるタックス・シェルターの研究については、岡村 (1995)、中里 (2002)、本庄 (2003) を参照されたい。

§ 469) であり濫用的タックス・シェルター規制が図られた。そして法人においては AMT が導入され¹⁵⁾、優遇措置等を利用した課税所得圧縮に対応するとともに、帳簿利益調整によって BTD の縮小を試みたのである (IRC § 55-59)。また、ACRS を修正加速原価回収法 (Modified Accelerated Cost Recovery System, MACRS) へと改正し、投資税額控除等の税制優遇を廃止又は縮小させた。この点、AMT がタックス・シェルター規制であるか否かという見解は統一ではないが、課税所得圧縮に対する調整規定という観点より位置づけることも可能とされている (U. S. Department of the Treasury 1999a ; Chorvat & Knoll 2003 ; 石村 2017)。

しかしながら、1986年税制改正法はタックス・シェルター利用のインセンティブを増加させる結果となった¹⁶⁾。その要因は、優遇措置の廃止又は縮小といった課税ベースの拡大と共に税率の引下げ (46%から34%) も行ったことにある。タックス・シェルターの利用目的は税負担削減にあり、その関心は高額所得者ほど高まるため、税率の引下げはタックス・シェルター利用の魅力を下げる効果がある (U. S. Department of the Treasury 1999a, p. 25)。しかし、「同時に租税優遇措置、加速償却制度および投資税額控除を廃止または縮小し、課税ベースを拡大した点で税率引き下げ効果を相殺し、法人所得の平均税率を引き上げる結果に招いたため、タックス・シェルターの潜在的ベネフィットは改正前よりも大きくなった」(本庄 2003, 14頁)のである。そのため、1986年税制改正法以降、タックス・シェルター利用の便益が高まり、1990年代には BTD のさらなる拡大が観察されたのである。

(2) 1990年代以降の BTD 拡大要因と政策的対応

図表 1 は、米国財務省が公表した、1991年から1998年における BTD の推移を示したものであり、“Book Income”が Schedule M-1¹⁷⁾に記載された帳簿利益を示し、“Taxable Income”が課税所得を示す。1990年代をとおして両者の乖離が拡大したことは、図表 1 から明らかである。

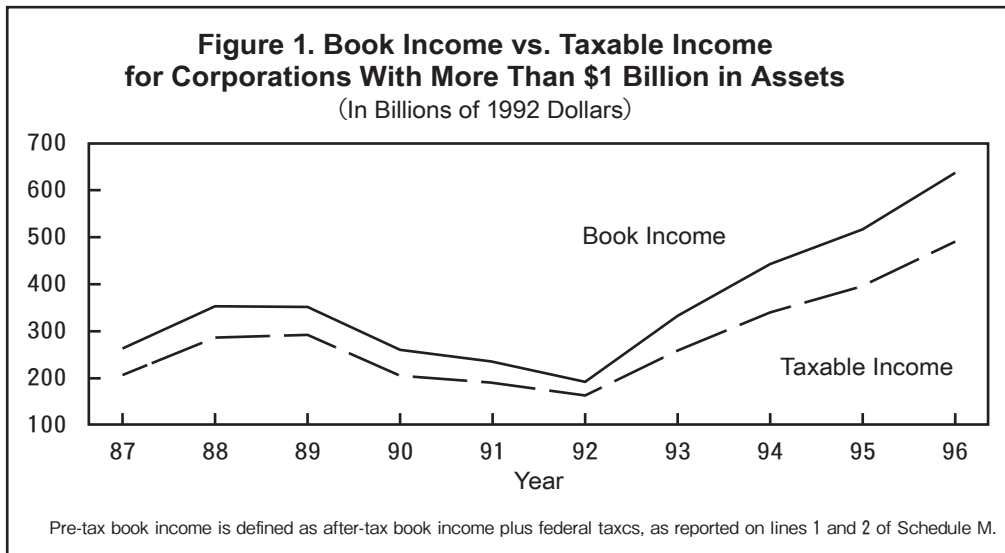
差異の要因について、Gravelle (2003, pp. 31-32) は大きく 4 つに整理しており、第一に、税制優遇措置等に起因する差異、第二に、海外子会社所得の課税繰延べ、第三に、費用や収益の認識の期間差、そして第四に、会計、税法いずれも経済実態と異なる取扱いとしている。第四の指摘は後述するが非適格ストックオプション等の税法でのみ認識される項目の存在や、それによる経営者の利益調整の可能性を示している。BTD は様々な方法で、測定、分析がなさ

15) 帳簿利益調整導入の背景としては、再述にはなるが、税制の公平性に対する国民の信頼を回復させる必要性があったとされ、帳簿利益に基づく最低課税により公平性を担保する効果を期待したのである (Joint Committee on Taxation 1987)。なお、こうした法人 AMT 及び帳簿利益調整の導入経緯については大山 (2025a) を参照されたい。

16) なお、個人におけるタックス・シェルター利用は、受動的活動のルールの設定によって抑制されたとの指摘が多い (Samwick 1996 ; Hymel 1998)。

17) Schedule M-1 とは、帳簿利益と課税所得の差異を納税申告書 (Form 1120) 上で示す添付資料である。

図表 1 1990年代における BTD の推移



(出所) : U. S. Department of the Treasury (1999a, p. 33) より引用。

れているが、いずれも極めて類似した結論に帰着している¹⁸⁾ (Plesko 2000 ; Manzon & Plesko 2002 ; Mills et al. 2002 ; Desai 2003)。

こうした乖離要因の分析の基礎となったのは、1999年に米国財務省から公表された“The Problem of Corporate Tax Shelters Discussion, Analysis and Legislative Proposal” (以下、「タックス・シェルター白書」という。)である (Halon & Shevlin 2005, p. 107)。本白書の目的としては、タックス・シェルターの利用拡大に対し個別的な対応方式からより包括的な対応が必要であるとの認識の下、拡大の要因とタックス・シェルターの特徴を分析した上で、その対策について検討している。拡大の要因としては、金融技術の高度化に伴いタックス・シェルターの利用及び開発コストの低下、タックス・シェルターの専門家の増加、企業における税務部門のプロフィット・センター化により攻撃的な税務ポジション (税務処理) をとった可能性、税務調査の割合が1990年代後半にかけて低下したこと、の4つを指摘しており (U. S. Department of the Treasury 1999a, p. 26-29)、加えて、帳簿利益を減らすことなく課税所得と税額を減らす点が多くタックス・シェルターの特徴であると述べ (Ibid., p. 31)、BTBを生じさせる他の活動とタックス・シェルター活動によるものを区別するのは極めて難しいとしつつも、

18) なお、McGill & Outslay (2004, p. 741) は、1990年代における BTB の乖離は海外子会社所得の課税繰延べやストックオプション、減価償却等の差異では説明できず、主にタックス・シェルターによるものであると解している。

BTDの要因は主としてタックス・シェルターにあるといった見解を示した¹⁹⁾。

また、1999年6月、民主党下院議員であるロイド・ドゲット氏等が、“Abusive Tax Shelter Shutdown Act of 1999”（タックス・シェルター廃止法）（H. R. 2255）を提出し、租税回避的な企業取引を規制する法案を提示したこともその後の議論に一定の影響を与えた。本法案の概要としては、企業が行う取引が経済的実態を伴わない（noneconomic tax attributes）と推定される場合、その取引を否認するというもので、特徴的なのは、経済的実態の尺度の1つに税法上損金等とされるが会計上で費用や損失が計上されない取引について非経済的と推定する、としている点である。もっとも、この法案についてはBTDがタックス・シェルター識別の重要な因子であるとしても、それだけで取引の非経済性を推定するのは過剰であり、課税の公平性や正当な取引に影響を及ぼし得るとの批判がなされ立法には至らなかったが（Joint Committee on Taxation 1999, p. 53-54）、経済的実態要件の成文化の試みとして財務省においても評価がなされている（U. S. Department of the Treasury 1999b）。

これらのことから、BTDは1990年代をとおして、伝統的な発生主義会計に伴う認識の相違に留まらず、タックス・シェルター識別の指標として解されてきたことが確認できる。

また、こうしたBTDをめぐる議論に拍車をかけたのは、2000年代初頭に起こったエンロン事件等による大企業の不正会計問題である。これらは、「たとえ粉飾会計によるものであったとしても、多額の企業利益を計上しながら連邦法人税を納めていない可能性があるという疑念」（永田 2007, 80頁）から、BTDについて国民の関心をより引き付ける大きな契機となった。エンロンが行った租税回避スキーム²⁰⁾は様々あるが、とりわけBTDの観点から着目されたのは、ストックオプションの取扱いについてである。当時の会計制度下（APB Opinion No. 25）では、付与日における権利行使価格と市場価格が等しい場合（以下、「アット・ザ・マネー」という。）、原則として費用が認識されなかった。その一方で、税法上これが非適格ストックオプションに該当する場合、従業員は行使時に市場価格と行使価格の差額を給与所得として認識し、雇用主（法人）は同額を損金算入できた（IRC § 83）。そのため、会計上は費用が一切認識されないにもかかわらず、税法上では控除が発生することから、当該処理はBTDを生じさせる主たる要因となっていた（Desai 2002 ; Graham et al. 2002）。

その結果、2つの方向性から制度改革の必要性を検討された。1つは、帳簿利益と課税所得の整合性をいかにすべきかという議論であり、もう1つは、差異に関する情報開示を強化すべ

19) この見解についてジョナサン・タリスマン財務担当次官代理（肩書は当時のもの。以下、同）も、BTDの拡大は法人のタックス・シェルター利用の増加と整合している可能性がある、と指摘している（U. S. Department of the Treasury 1999b）。

20) エンロンが行った租税回避スキームの詳細については、本庄（2003, 113-149頁）、永田（2007）を参照されたい。

きという議論²¹⁾である。結論としては、政府は情報開示の強化に注力するのであるが、この背景としてチャック・グラスリー上院議員が、2002年7月に財務長官および証券取引委員会委員長に送った書簡がある(Grassley 2002)。グラスリー氏は、企業の税務処理を公開することが有用であるか、という意見を求めたことに加え、エンロン事件の前に公開資料等から推計された税負担額がアナリスト間で異なっており、大幅に矛盾した結果となっていたことを問題視した。また、マサチューセッツ工科大学教授のジョージ・プレスコ氏は、2003年2月に開かれた上院財政委員会の公聴会において、「企業のForm 10-Kにおける注記やその他の開示は、利用者が関心を持つ多くの税務的処理について十分な情報を提供していない。同様に、Form 1120のSchedule M-1もIRS等の政府機関が求める情報を提供しない。」と述べており(U. S. Senate, Committee on Finance 2003, p. 106)、従来の差異情報の開示(Schedule M-1)の限界を指摘した。そのため、企業の税務情報の透明性という論点が、エンロン事件後の議会や公聴会等で糾弾され、情報開示に注力していったのである。

こうした背景より、2004年、期末の総資産額が1,000万ドル以上の企業にはSchedule M-3の添付が求められることとなり、大企業に対して差異情報開示の強化が図られた²²⁾。もっとも、Schedule M-3の導入によって、適用企業は多くの税務情報をIRSに提供するため、企業が行った税務処理が税務調査の対象となり得る可能性も必然的に増加する。そのため、こうした税の不確実性(Uncertainty in Income Taxes)を財務諸表に反映させることを目的に、2006年、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board, FASB)は、Financial Accounting Interpretations No.48, Accounting for Uncertain in Income Taxes(以下、「FIN48」という。)を導入し税務情報の透明性について企業会計側から対処したのである。加えて、2010年にIRS及び財務省より導入されたSchedule Uncertain Tax Positions, Schedule-UTPでは、FIN48に基づき引当計上した不確定な税金費用よりも、多くの税額を払う可能性の最大額に基づき重要な処理を報告することを求めた。

以上のように、BTDは発生主義会計に伴う期間帰属問題にとどまらず、タックス・シェルター識別の要素を併せ持ち、その重要性は時代と共に増している。その一方で、政策立案上、

21) 開示先は、内国歳入庁(Internal Revenue Service, IRS)であるが、Form 10-Kのように投資家に対しても開示すべきという議論も存在した。しかし投資家への開示は、秘匿性は競争上の秘密を守る重要な手段である、という認識から大きな批判が展開された(Desai 2005, p. 189)。もっとも、エンロン事件が起きる前から情報開示に関する議論はあり、会計事務所等によるタックス・シェルター組成、販売が問題視されていた。詳しくは、永田(2007, 232-233頁)を参照されたい。

22) 期末の総収入額及び総資産額が25万ドル以上の法人に対しては引き続きSchedule M-1の提出が求められており、その枠組みが廃止されたわけではない。また、Schedule M-1とM-3の違いとしては、差異開示の詳細度合いがあげられる。前者は、帳簿上の利益を起点に主要な差異を10行程度で整理するのに対し、後者はPart IからPart IIIに区分され、損益計算書項目等についてより細分化された調整を要求する。

1986年税制改正法における法人 AMT を除き、基本的には帳簿利益と整合性を図るというよりも情報開示を強化することでの対処がなされ、「少なくとも会計利益に直接的にアプローチすることはおこなわれてこなかった」（永田 2023, 98頁）のである。

4. BTD を踏まえた学術的見地

前節では、BTD を税制上の問題点として位置づけ、いかなる制度的対応を行ったかを検討したが、学術的にも多様な見解が示されタックス・シェルター白書においても情報開示の観点以外からの検討も行っている。

本節では、こうした BTD に関する議論を、（１）帳簿利益と課税所得の両計算を単一の帳簿体系によりなすべきとする見解（以下、「単一帳簿論」という。）、（２）帳簿利益を課税所得の下限とすべきとする見解（以下、「帳簿利益下限論」という。）、（３）帳簿利益と課税所得の差を個別的に縮小すべきとする見解（以下、「個別的対応」という。）の３つに区分し、それぞれの議論と主張の相違を整理する。

（１）帳簿利益と課税所得の両計算を単一の帳簿体系によりなすべきとする見解

単一帳簿論の代表的な論者として、Wertz (1998), Yin (2001) があげられる。Wertz (1998) の問題意識としては、「課税所得の算定のために帳簿を設けることによるコスト増（徴税コストの増大と租税回避額の増大）とその結果生じる法人税率の高止まり」（永田 2008, 42頁）にあり²³⁾、帳簿利益が財務諸表利用者の企業価値評価に十分有効な尺度であるならば政府が課税する際の尺度としても十分に有効であるという主張である（Wertz 1998, p. 314）。こうした意識の下、Wertz (1998) では、帳簿利益課税に変更させた場合に現行税制と歳入が中立となる税率と産業別の影響度合いを検証した。もっとも、帳簿利益課税といっても、州、地方債の利子所得の非課税、州税、受取配当金、繰越欠損金の控除、海外子会社所得は還流されるまで課税がなされないという一定の調整を前提とする。また、分析にあたり Schedule M-1 の情報を基に、帳簿利益が負の法人、免税法人、不動産投資信託、協同組合、S 法人²⁴⁾等は分析の対象外とした。対象期間は1993年と1994年の２年で、法人 AMT は帳簿利益課税の導入によって廃止されると仮定している（Ibid., p. 315）。

分析の結果としては（Ibid., p. 315-318）、税収中立となる税率は、1993年で30%、1994年で26.4%、２年間合計の平均で28.4%となり、当時の法定税率35%から約7%低下し得るという結果となった。また、産業への影響としては、税額が減少する産業が13、変化が起らない産

23) 1986年税制改正法では法人税率を34%に引き下げたが、1993年税制改正法では35%に引き上げられた。

24) S 法人とは、一定の要件を満たした小規模事業法人を指す（IRC § 1361, 1362）。

業が6, 税額が増加するのが6, 影響が定かではないのが2となっており, 便益を受ける産業は多いが, 規模は損失を被る産業の方が上回るとする。具体的な数値等については, Wertz (1998) を参照されたいが, いずれにせよ, 同研究の特徴としては, 財政的に収支を合わせるための税率及び産業への影響の推計に焦点があてられており, 課税ベースの適正性という論点には踏み込んでいない (永田 2008, 46頁)。

次に, Yin (2001) である。本研究は, タックス・シェルター問題に対し税制はいかに対処すべきか, という観点から, 1986年税制改正法により個人に導入された PAL²⁵⁾ の効果を踏まえ, 類似的な規定を法人課税へ拡張すべきと提案している。PAL 導入後に個人のタックス・シェルター利用が後退した事実を踏まえ (前掲注16), その要因を PAL の射程の広さ及び規定の目的の明確さによるものとし, 加えて, 同規定の特徴は結果志向的規定 (outcomes-oriented) であるとする (Yin 2001, p. 219)。すなわち, 行われた取引がいかなる動機や意図であるかに関わらず, 特定の結果を禁止する²⁶⁾ 点を支持したのである。

具体的な案としては, 反濫用規定 (Anti-Abuse Rule) と公開企業への帳簿利益課税の2つであった。前者は, 法律が起草された当時, 賢明な (sensible) な立法者であれば承認しなかったであろう特定の取引結果を否認する, という立法者意思を重視する規定である²⁷⁾。しかし, この規定の曖昧さが誤った対象に適用されるだけでなく, 納税者の積極的な租税計画をむしろ誘発しかねないとし, 予測可能性等の観点から課題があるとしている (Ibid., p. 220-224)。後者の帳簿利益課税は, Wertz (1998) と同様に限定的な調整を前提とした帳簿利益を課税ベースとし, 政府が認めた少数の差異のみを認めるものである。その狙いは, 課税上の帰着点を最終利益 (bottom line) に強く結びつけ, 限定的な調整のみに留めることで政府が意図しない乖離の発生を抑止することにある, この意味で納税者の意図や動機に依存せず, PAL が体現した広く, 明確で, 結果志向的な構造となると述べている (Ibid., p. 225)。

もっとも, 帳簿利益には経営者の裁量が内在するため, 課税の中立性への懸念は残るものの, 帳簿利益を増加させつつ課税所得を引き下げるという二重の裁量機会を得る現行税制下においては, 両者の連動は少なくとも片方の機会を排除できると述べ, 帳簿利益が低下する可能性もあるが, 財務状況の信頼性をより高く反映したものとなり得ると述べている。また, 税率の調整によって歳入を容易に概算でき, 税制の簡素化や帳簿記入に伴うコスト削減等が期待できるとしている (Ibid., pp. 226-227)。

25) PAL とは, 「消極的活動から生じた損失は, 同じ消極的活動から生じた所得の範囲でのみ相殺が許され, 事業所得や賃金給与所得, 配当所得などの他の活動からの所得とは原則としてできないとする, いわば損益通算に関する規制」(伊藤 2024, 599頁) である。

26) 例えば, 1993年以前では, 例外なく一切の賃貸活動が消極的活動として扱われてきた (伊藤 2024, 601頁)。なお, PAL への批判的見解や議論は, Bankman (1989) を参照されたい。

27) なお, Yin (2001) はこの定義を Gunn (2001) より引用している。

なお、単一帳簿論に対する評価として Desai (2005, pp. 189-190) は、2つの帳簿の併存が利益を捏造するための様々な方法を許し、それにより利益情報の信頼性が損なっていることを踏まえれば、差異情報の開示とともに、より抜本的には単一帳簿にすることが解決の可能性の1つであると述べている。また、両者の整合性を高めることで、投資家と税務当局が同じ所得を監視することになり、利益を水増ししたい経営者や頻繁に税法を改変したい立法者の恣意性に対し、自動的に抑制できると述べている。これに対し、Halon & Selvin (2005) は、帳簿を統一しても租税回避抑止の効果は限定的で、むしろ資本市場への情報提供が損なわれると実証的に示し、また、Johnson (1999) は、Wertz (1998) が展開した帳簿利益課税論に対して、Thor Power Tool Company v. Commissioner 最高裁判決を基に両者の目的の差という観点から批判し、加えて、帳簿利益に課税したとしても利益調整の可能性は無くならず歳入が減少する可能性、そして市場の効率性を低下させ得ると反論している。

(2) 帳簿利益を課税所得の下限とすべきとする見解

帳簿利益下限論については、タックス・シェルター白書において示されている (U. S. Department of the Treasury 1999a, pp. 114-117)。もっとも、“The Roads Not Taken” として廃案に分類されたものであり、根拠と共に反対論についても整理している。この案は、1986年税制改正法によって導入された帳簿利益調整を踏まえたものである。ただし、帳簿利益調整は AMT 算定上の課税所得と帳簿利益の差額の50%を調整するが、これによれば、その差異の全てが調整対象となり得る点で大きく異なる。その結果、BTD は事実上ほぼ消滅し、タックス・シェルター抑止に資すると主張している。

しかしながら、重大な課題点も述べている。まず、適正な利益額の測定の問題である。これは、適格財務諸表 (applicable financial statement) の定義や企業グループにおける連結範囲及び連結間の取引をいかにすべきか、という点から生じるものであり制度の複雑化及び測定の難しさから懸念された。次に、過度な適用範囲であるという点である。すなわち、差額のほぼ全てが課税対象となる場合、タックス・シェルターを利用していない企業にも機械的に作用し、また、税制優遇措置の全てが否認されるのは政策的観点からも適切でないとする。そして最後に、税法と企業会計の目的の差に由来するもので、保守主義等を例にあげ、企業会計に依拠したとしても適正な課税がなされない可能性が大いにあり、加えて、課税所得計算のほとんどすべてを AICPA や FASB, SEC に委ねることとなるとしている。

(3) 帳簿利益と課税所得の差を個別的に縮小すべきとする見解

この個別的対応については、現行の記帳体系や税制を全面的に組み替えるのではなく、個別項目の取扱いを是正する部分的改正によって問題に対処しようとするものである。焦点となったのは、税法上は控除項目とされる一方で、会計上は費用計上されず簿外項目となる場合の取

扱いであり、企業会計上で費用計上すべきか否かが主論点となる。代表的な項目は、前述のアット・ザ・マネーで発行されたストックオプションの取扱い（前掲10頁）である。Weiner（2007, p. 856）によれば、当該項目が2004年における帳簿利益と課税所得の恒久的な差異の約30%を占めたとされ、その影響が窺える。

そもそも、ストックオプションに関する差異の是正についての議論は、1990年代から存在しており、FASBは1994年からストックオプションに関する費用計上の義務化を試みていた。しかし、SEC やリチャード・ペイカー下院議員といった政界及び各業界によるロビー活動等に直面し頓挫していた（Knowledge at Wharton 2004）。こうした中で、エンロン事件等の問題が明るみとなったことで、FASBはFinancial Accounting Standard 123R（FAS123R）を公表し、ほとんどの企業において2006年以降、アット・ザ・マネーであるか否かに関わらず、従業員に付与されたすべてのストックオプションは財務諸表において費用計上することが義務化された。このように、ストックオプションについての差異は主に会計側からのアプローチによって是正を試みている。

その一方で、税法側からもこうした差異を是正しようとする動きもある。2002年、民主党上院議員のカール・レビン氏は、ストックオプションの控除額を財務諸表上に計上した費用額に制限させる、“Ending the Double Standard for Stock Options Act”（S. 1940）という法案を提出し、同様の法案を2007年、2011年にも提出している。立法には至っていないが、近年では「帳簿上の費用と税法上の控除額はより正確になり、投資家に報告される企業利益とIRSに報告される企業利益の食い違いは減少するだろう」（Institute on Taxation and Economic Policy, ITEP 2022）と、一定の支持を得ている。

よって、帳簿利益と課税所得の差を部分的に縮小すべきとする見解は、単一帳簿や帳簿利益を下限とする案と比較して市場への影響は相対的に小さく、改正の射程も定めやすいという実務的利点をもつ。その一方で、項目ごとに限定するがゆえに、他の乖離要因は残りやすく、記帳コスト等の限界は避けがたいことは明らかと言える。

5. CAMT と帳簿利益に対する課税の論理

本節では、2020年大統領選における民主党各候補者が示した、帳簿利益への課税という政策案の骨子を整理する。これに加え、前節までの三類型を踏まえて、それらとの相違点や共通点を明らかにし帳簿利益への課税の論理について検討したい。

（1）2020年大統領選と帳簿利益に対する課税

ITEPの調査によると、S&P500やフォーチュン500に含まれる大企業のうち39社は、2018年から2020年にかけて合計約1,220億ドルの帳簿利益を報告したにもかかわらず一切の税金を払

っており、税負担額はゼロ又はマイナスであり、IRSより税金の還付を受けていたことを指摘した（ITEP 2021）。同調査によると、その要因として、第一次トランプ政権下における減税・雇用法（Tax Cut Jobs Act, TCJA）によって規定された、100%即時償却の容認や伝統的な議論であるストックオプションの取扱い、研究開発に関する控除、外国子会社等への利益移転をあげており、前節までで整理した同様の問題が再燃したのである。

2019年上旬には、大手米国ジャーナルや研究機関が、多くの大企業が前年会計期間において多額の帳簿利益を計上しながら法人税を全く支払っていないことを報じ、さらに新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に伴う大企業への支援等へ国民の反感が高まり²⁸⁾、その結果、2020年大統領選挙においては、帳簿利益に基づく課税が目玉政策の1つとなった。この政策を掲げたのが、民主党候補者であったジョー・バイデン氏とエリザベス・ウォーレン氏であり、抜本的な改革を提案した。

2019年4月にウォーレン氏は、米国オンライン雑誌 Medium にて“Real Corporate Profits Tax”（以下、「ウォーレン案」という。）と称する新たな税制改革案を提示した（Warren 2019a）。これによれば、企業が報告する全世界合計の帳簿利益のうち1億ドルを超える部分について7%の税率が追加税として課される。すなわち、1億ドルを超える部分の連結財務諸表上の利益1ドルごとに7%の税率が適用され通常税と併せて追加で課税されることとなる。なお、通常税額の三分之一を控除するとしている。この提案は、バイデン政権発足以降も保持され、2021年8月には、Real Corporate Profits Tax (S. 2680 / H. R. 4940) として法案を提出している。

こうした制度について、カリフォルニア大学バークレー校のエマニュエル・サエズ氏とガブリエル・ザックマン氏は、2019年4月及び2021年8月にウォーレン氏へ書簡を送り、この提案を支持するとともに税収の試算を提示した²⁹⁾。彼らの推計によれば、2023年から2032年の10年間で約7,000億ドルの税収が見込まれ、また、課税対象となる企業は2019年時点で1250社にのぼるとされている。加えて、多国籍企業にとっては連結ベースの利益であるため、低税率国への利益移転によって回避することはできず、税額控除等を認めないため、租税可否の余地は限定的である、と評する。一方で、なお残り得る租税回避方法として、外国企業への転籍、利益を1億ドル未満に抑えるための会社分割、そして利益調整の3点をあげ、これらへの規制強化をすることでその実行可能性はさらに高まると指摘した。

その一方で、バイデン氏については選挙期間中、大企業の連結財務諸表上の利益に基づく最低課税の導入を公約として掲げたが、具体的な規定については政権発足後に進められた。例えば、2021年5月に財務省から公表された“General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2022 Revenue Proposals”（以下、「グリーンブック」という。）では、最低課税の対象企

28) CAMT の導入背景及びその課題についての詳細は、大山（2026）を参照されたい。

29) 前者は Warren（2019b）を、後者は Warren（2021b）より確認できる。

業を、帳簿利益が20億ドル以上とした一方で（U. S. Department of the Treasury 2021, p. 21）、同年11月3日における下院歳入委員会では、帳簿利益が10億ドル以上の法人を対象とした修正法案を提出しており（H. R. 5376）、この点からも窺える。なお、この修正についてはウォーレン氏も携わっており、最終的には、適用対象を10億ドル以上の帳簿利益を報告する大企業に絞り込み、研究開発やクリーンエネルギー、繰越欠損金等の一定の調整を認めた上で、そこに最低税率の15%を課す、とし（Warren 2021a）、同月に下院を通過した Build Back Better Act（以下、「BBB 法案」という。）に反映されることとなった。その後、この枠組みは、翌年のインフレ削減法（Inflation Reduction Act, IRA）において CAMT として実装されたのである。

（2）帳簿利益への課税と既存学説

前節の三類型（単一帳簿論、帳簿利益下限論、個別的対応）に照らすと、ウォーレン案及び CAMT はその制度的目的や名称から帳簿利益下限論に連なるとも解せるが、課税所得計算の出発点の相違から計算の性格を異にする。

課税ベースの算定にあたり、ウォーレン案は連結ベースの帳簿利益のうち1億ドル超える部分に一律7%を上乗せし、通常税に加算するサーチャージ的な課税方式である。これによれば、帳簿利益の数値とはほぼ直接的に紐づくため企業会計への依拠度は高く、優遇措置等の利用のいかに関わらず、規模の大きさに比例して帳簿利益との連動も強まる。これに対し、CAMT は、連結ベースの帳簿利益に一定の控除項目を調整した調整後財務諸表所得を課税ベースに据え、そこに15%の最低税率を課し、算定された暫定税額から通常税等を差し引くことで、最低税額を決定させる代替税の枠組みである（IRC § 56, 56A, 59 (k)）。このように、両者の計算構造は異なるが、いずれも連結財務諸表上の利益を課税ベースの出発点とする点は共通である。

その一方で、帳簿利益下限論は、課税所得を起点に、課税所得<帳簿利益の差額を課税所得側に上乗せして下限を担保する発想であり、計算の出発点はあくまで税法上の所得である。それに比べ、ウォーレン案と CAMT は、帳簿利益そのものを計算の出発点に据え、その後に必要な最小限の税法的調整によって課税ベースを決定する。この構造は、単一帳簿論が要請する課税ベースの同一化までは踏み込まないものの、所得計算の方向性が、会計から税法に反転している点で、単一帳簿論に明確に近いといえる。

また、サエズ氏及びザックマン氏らの帳簿利益への課税の評価として、第一に、当該最低課税は、課税ベースの設定が十分でない箇所を可視化し、IRS に問題を知らせる監視機能として働き、第二に、帳簿利益と税法上の差異について問題が残る場合、最適解（first-best）としては、課税所得の定義に基づき適切に対応することであるが、そのような変更が政治的対立により困難な場合、高利益、低税負担となっている企業から一定の最低負担を確保できる次善策（second-best）となり得る、と述べている（Clausing et al. 2021, pp. 10–11）。この点、前述の単一帳簿論における Desai (2005, pp. 189–190) の評価の1つに、両者の整合性の向上によって、

投資家と税務当局が同じ所得を監視することとなり、経営者及び税務当局の恣意性が低下するという指摘がある。これらを踏まえると、連結財務諸表上の利益という投資家が重視する公開情報を課税ベースの中核に添える点で、Desai (2005, pp. 189-190) や Clausing et al. (2021) の評価にある、監視機能という側面があり、このことから単一帳簿論に近いといえる。もっとも、単一帳簿論は、既存税制における課税ベースを抜本的に改革させるため、Yin (2001) らが掲げる単一帳簿論とは同一でないが、既存税制を維持しつつ、もう1つの課税所得計算を新たに並走させることでBTDに対処する部分的な単一帳簿論と位置づけられよう。なお、こうした制度には、単一帳簿論や帳簿利益下限論で指摘された課題がほぼそのまま当てはまる。

その一方で、Clausing et al. (2021) で指摘があるように、必然的に課税ベースが拡大することに伴い、現行税法との不整合部分や空白部分を可視化し得る。したがってその論点は、帳簿利益か課税所得かという二者択一的なものではなく、現行税制を維持しつつ、新たな課税所得計算を並走させることで、どの会計処理を税法目的に取り込めるか、あるいは、どの会計上の処理が課税ベースとして不適切かを項目別に再検証する問題へ収斂する。この点、「世界ベースの帳簿利益に対する最低課税は、こうした会計基準に基づく課税ベースを試験的に導入し、国際的な法人税問題の解決に向けてその広範な活用への道を開く上で重要な役割を果たす可能性がある」(Ibid., p.10) との指摘があるように、BTDは単に税負担削減行動及び租税回避といった指標に留まらず、どの差異を認め、どれを抑制するかという政策的余地を与えるものであり、結局ところ、三類型のうちの個別的对応の重要性を改めて裏づけるものと言える。

6. おわりに

BTDは、企業会計と税法の目的の差から生じる必然的な現象であるが、その規模が拡大すれば、経営者の税負担削減行動や租税回避を許容し得るとの懸念から常に議論の対象となってきた。歴史的にみれば、BTDを縮減して調和を図ろうとする試みと、逆に明確に切り離す方針が交錯しつつ展開され、2000年代ではその拡大に対して情報開示の強化といった間接的なアプローチが図られてきた。しかし近年になり、最低課税制度において、帳簿利益を出発点とする計算構造が採用され、部分的な単一帳簿論の発想が復活するなど、企業会計と税法の関係に古くて新しい論点を与えている。また、ストックオプションの問題をめぐる立法案では、わが国における損金経理要件(法法2二十五)に通じる発想により対処を測ろうとする点も興味深い論点の1つである。

もっとも、サエズ氏らの指摘にある、帳簿利益課税がセカンド・ベストか否かについても改めて吟味する必要がある。本稿においては、企業会計と税法の関係を踏まえ、課税所得と帳簿利益という双方の観点から帳簿利益課税を検討したが、他方で、タックス・シェルターやBTDをめぐる議論には、所得課税自体を抜本的に改革すべきという見解も米国の代表的な議

論であり、こうした点も含めた包括的な検討はなお残された課題である。

参考文献

- ・ AIA (1954), “Divergence Between Rules of Tax Accounting and Generally Accepted Accounting Principles”, *The Journal of Accountancy*, January, pp. 93-114.
- ・ Bankman, Joseph (1989), “The Case against Passive Investments: A Critical Appraisal of the Passive Loss Restrictions”, *Stanford Law Review*, Vol. 42, No. 1, pp. 15-49.
- ・ Bowe, William J. (1949), “Cash and Accrual Methods of Income Tax Accounting”, *Vanderbilt Law Review*, Vol. 3, No. 1, pp. 60-72.
- ・ Brighton, Gerald D. (1969), “Accrued Expense Tax Reform—Not Ready in 1954—Ready in 1969?”, *The Accounting Review*, Vol. 44, No. 1, pp. 137-144.
- ・ Celia, Whitaker (2005), “Bridging the Book-Tax Accounting Gap”, *Yale Law Journal*, Vol. 115, No. 3, pp. 680-726.
- ・ Clausing, Kimberly, Saez, Emmanuel & Zucman, Gabriel (2021), “Ending Corporate Tax Avoidance and Tax Competition: A Plan to Collect the Tax Deficit of Multinationals”, *UCLA School of Law, Law-Econ Research Paper*, No. 20-12, pp. 1-20.
- ・ Chorvat, Terrence R. & Knoll, Michael S. (2003), “The Case for Repealing the Corporate Alternative Minimum Tax”, *SMU Law Review*, Vol. 56, No. 1, pp. 305-332.
- ・ Cohen, Sheldon S. (1966), “Accounting for Taxes, Finance and Regulatory Purposes—Are Variances Necessary?”, *Taxes — The Tax Magazine*, December, pp. 780-798.
- ・ Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements (1952), “Accounting Principles and Taxable Income: Supplementary Statement No. 4”, *The Accounting Review*, Vol. 27, No. 4, pp. 427-430.
- ・ Cummings, Jr., Jasper (2023), “The Corporate AMT and Income Accrual”, *Tax Notes Federal*, Vol. 178, pp. 2153-2167.
- ・ Daniel, Shaviro (2009), “The optimal relationship between taxable income and financial accounting income: analysis and proposal”, *Georgetown Law Journal*, vol. 97, no. 2, pp. 423-484.
- ・ Desai, Mihir A. (2003), “The Divergence between Book Income and Tax Income.”, *Tax Policy and the Economy*, Vol. 17, pp. 169-206.
- ・ Desai, Mihir A. (2005), “The Degradation of Reported Corporate Profits”, *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 19, No. 4, pp. 171-192.
- ・ Freeman, Harrop A. (1958), “Tax Accrual Accounting for Contested Items (Without the Benefit of I. R. C. Sections 452 and 462)”, *Michigan Law Review*, Vol. 56, No. 5, pp. 728-750.
- ・ Gravelle, Jane G. (2003), *The Enron Debacle: Lessons for Tax Policy*, The Urban Institute.
- ・ Graham, John R. , Lang, Mark H. , Shackelford, Douglas A. (2002), “Employee Stock Options, Corporate Taxes and Debt Policy”, *Journal of Finance*, Vol. 59, No. 4, pp. 1585-1618.
- ・ Gunn, Alan (2001), “The Use and Misuse of Antiabuse Rules: Lessons from the Partnership Antiabuse Regulations”, *SMU Law Review*, Vol. 54, pp. 159-176.
- ・ Hanlon, Michelle & Shevlin, Terry (2005), “Book-Tax Conformity for Corporate Income: An Introduction to the Issues”, *Tax Policy and The Economy*, Vol. 19, pp. 101-134.
- ・ Hymel, Mona L. (1998), “Tax Policy and the Passive Loss Rules: Is Anybody Listening?”, *Arizona Law Review*, Vol. 40, No. 2, pp. 615-645.
- ・ Johnson, Calvin (1999), “GAAP Tax”, *Tax Notes*, vol. 83, no. 3, pp. 424-436.

- ・ Johnson, Philip G. (1954), "Accounting Procedures and Methods under the 1954 Internal Revenue Code", *Nebraska Law Review*, Vol. 34, No. 1, pp. 116-132.
- ・ Klein, Michael F. Jr. (1972), "Disagreement on advocacy of complete segregation of tax and financial accounting", *The CPA Journal*, p. 529.
- ・ Manzon Jr., Gil B. & Plesko, George A. (2002), "The Relation Between Financial and Tax Reporting Measures of Income.", *Tax Law Review*, Vol. 55, pp. 175-214.
- ・ McGill, Gary A. & Outslay, Edmund (2004), "Lost in Translation: Detecting Tax Shelter Activity in Financial Statements.", *National Tax Journal*, Vol. 57, No. 3, pp. 739-756.
- ・ Mills, Lillian F., Newberry, Kaye J. & Trautman, William B. (2002), "Trends in Book-Tax Income and Balance Sheet Differences.", Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=313040> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.313040>. (最終閲覧日2026年2月4日)
- ・ Morris, Scott (1963), "Prepaid Income—The Accrual Accounting System and the Tax Law", *SMU Law Review*, Vol. 17, No. 4, pp. 607-622.
- ・ Morse, Edward A. (1999), "Reflections on the Rule of Law and Clear Reflection of Income: What Constrains Discretion.", *Cornell Journal of Law and Public Policy*, Vol. 8, No. 3, Arriple2, pp. 445-539.
- ・ Nolan, John S. (1972), "The Merit in Conformity of Tax to Financial Accounting", *Taxes—The Tax Magazine*, December, pp. 761-769.
- ・ Plesko, George A. (2000), "Book-Tax Differences and the Measurement of Corporate Income.", *Proceedings of the 92nd Annual Conference on Taxation*, pp. 171-176.
- ・ Samwick, Andrew A. (1996), "Tax Shelters and Passive Losses after the Tax Reform Act of 1986", In *Empirical Foundations of Household Taxation*, edited by Feldstein, Martin & Poterba, James, pp. 193-223, University of Chicago Press.
- ・ Smith, Dan Throop & Butters, J. K. (1949), "Major Differences between Taxable and Business Income Concepts", *Taxable and Business Income*, pp. 9-22.
- ・ Weiner, Joann M. (2007), "Closing the Other Tax Gap: The Book-Tax Income Gap," *Tax Notes*, May 28, pp. 849-861.
- ・ Wertz, Kenneth L. (1998), "A Book Income Tax: First-Order Computations", *National Tax Association*, Vol. 91, pp. 314-318.
- ・ Yin, George K. (2001), "Getting serious about corporate tax shelters: taking lesson from history.", *SMU Law Review*, Vol. 54, No.1 pp. 209-240.
- ・ 伊藤公哉 (2024)『アメリカ連邦税法第9版—所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで—』中央経済社。
- ・ 池脇信一郎 (2021)「我が国租税法における法人所得の会計方法に関する研究—アメリカ合衆国内国歳入法典との比較分析を中心として—」第31回租税資料館賞入賞作品, 1-241頁。
- ・ 石村耕治 (2017)「アメリカの代替ミニマム税 (AMT) の分析—政策税制と公平な税負担の狭間で複雑化する AMT—」『白鷗法学』23巻2号, 1-28頁。
- ・ 大山泰典 (2025a)「米国法人代替ミニマム課税の淵源—1964年税制改正法案を踏まえて—」『立教経済学研究』79巻2号, 149-167頁。
- ・ 大山泰典 (2026)「米国法人代替ミニマム課税の展開—課税ベースの変容に着目して—」『立教経済学研究』79巻3号, 89-110頁。
- ・ 岡村忠生 (1995)「タックス・シェルターの構造とその規制」『法學論叢』136巻4・5・6号, 269-382頁。
- ・ 金子 宏 (2021)『租税法 第二十四版』有斐閣。

- ・坂本雅士 (2009) 「会計基準の国際的統合化と確定決算主義」『租税研究』718号, 92-103頁。
- ・中里 実 (2002) 『タックス・シェルター』有斐閣。
- ・中里 実 (2021) 『法人税の研究 租税法論集Ⅰ』有斐閣。
- ・永田守男 (2007) 「エンロン事件後の法人税をめぐる諸問題」『會計』172巻2号, 80-93頁。
- ・永田守男 (2008) 『会計利益と課税所得』森山書店。
- ・永田守男 (2024) 「インフレ削減法による会計利益課税の導入」『同志社商学』75巻5号, 95-105頁。
- ・本庄 資 (2003) 『アメリカ・タックス・シェルター —基礎研究—』税務経理協会。
- ・本庄 資 (2009) 『アメリカの租税政策』税務経理協会。

政府資料等

- ・Joint Committee on Taxation (1987), General Explanation of the Tax Reform Act of 1986.
- ・Joint Committee on Taxation (1999), Appendix II To JCX-82-99: Description And Analysis Of Present-Law Tax Rules And Recent Proposals Relating To Corporate Tax Shelters.
- ・U. S. House, Committee on Ways and Means (1954), Report, Internal Revenue Code of 1954, H. R. 8300.
- ・U. S. Department of the Treasury (1999a), The Problem of Corporate Tax Shelters Discussion, Analysis and Legislative Proposals.
- ・U. S. Department of the Treasury (1999b), Treasury Acting Assistant Secretary for Tax Policy Jonathan Talisman Testimony before House Committee on Ways and Means.
(<https://home.treasury.gov/news/press-releases/lrs233>)
- ・U. S. Department of the Treasury (2021), General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2022 Revenue Proposals.
- ・U. S. Senate, Committee on Finance (2003), Enron: The Joint Committee on Taxation's Investigative Report: Hearing Before the Committee on Finance, United States Senate, One Hundred Eighth Congress.

公式サイト等 (最終閲覧日2026年3月5日)

- ・Citizen for Tax Justice (1986), "130 Reasons Why We Need Corporate Tax Reform".
(<https://ctj.org/130-reasons-why-we-need-corporate-tax-reform/>)
- ・Grassley, Chuck (2002), "Grassley Raises Public Disclosure of Some Corporate Tax Returns".
(<https://www.grassley.senate.gov/news/news-releases/grassley-raises-public-disclosure-some-corporate-tax-returns>)
- ・Homeland Security & Governmental Affairs (2007), "Levin Introduces Bill to End Double Standard in Corporate Tax Break for Executive Stock Options".
(<https://www.hsgac.senate.gov/subcommittees/investigations/rep/levin-introduces-bill-to-end-double-standard-in-corporate-tax-break-for-executive-stock-options/>)
- ・ITEP (2019), "How Congress Can Stop Corporations from Using Stock Options to Dodge Taxes".
(https://itep.org/how-congress-can-stop-corporations-from-using-stock-options-to-dodge-taxes/#_edn14)
- ・Knowledge at Wharton (2004), "Expensing Stock Options: Can FASB Prevail?".
(<https://knowledge.wharton.upenn.edu/article/expensing-stock-options-can-fasb-prevail/#subscribe>)
- ・Murray, Mark, Flesher, Tonya K., Flesher, Dale L. (2012), "Pioneer specialists", *Journal of Accountancy*, June. (<https://www.journalofaccountancy.com/issues/2012/jun/20114661/>)

- ・ Warren, Elizabeth (2019a), "I'm proposing a big new idea: the Real Corporate Profits Tax".
(I'm proposing a big new idea: the Real Corporate Profits Tax | by Team Warren | Medium)
- ・ Warren, Elizabeth (2019b), "Saez-and-Zucman-Letter-on-Real-Corporate-Profits-Tax"
(<https://elizabethwarren.com/wp-content/uploads/2019/04/Saez-and-Zucman-Letter-on-Real-Corporate-Profits-Tax-4.10.19-2.pdf>)
- ・ Warren, Elizabeth (2020), "Real Corporate Profits Tax". (<https://elizabethwarren.com/plans/real-corporate-profits>)
- ・ Warren, Elizabeth (2021a), "Senators Warren, King, and Wyden Announce Updated Proposal To Prevent The Biggest And Most Profitable Corporations From Paying Nothing In Federal Taxes". (<https://www.warren.senate.gov/newsroom/press-releases/senators-warren-king-and-wyden-announce-updated-proposal-to-prevent-the-biggest-and-most-profitable-corporations-from-paying-nothing-in-federal-taxes>)
- ・ Warren, Elizabeth (2021b), "Emmanuel Saez". (<https://www.warren.senate.gov/imo/media/doc/saez-zucman-corptax-warren-v4.pdf>)

参考裁判例

- ・ American National Co. v. United States , 274 U. S. 99 (1927).
- ・ Brown v. Helvering, 291 U. S. 193 (1934).
- ・ Dixie Pine Products Co. v. Commissioner, 320 U. S. 516 (1944).
- ・ Lucas v. American Code Co., 280 U. S. 445 (1930).
- ・ Security Flour Mills Co. v. Commissioner, 321 U. S. 281 (1944).
- ・ Thor Power Tool Company v. Commissioner, 439 U. S. 522 (1979).
- ・ United States v. Anderson, 269 U. S. 422 (1926).